

生食発 0727 第 1 号  
4 輸国第 1627 号  
令和 4 年 7 月 27 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からシンガポール向けに輸出する牛肉及び牛肉製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 SG-A1「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」及び別紙 SG-A2「シンガポール向け輸出食肉製品等の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、シンガポールにおける牛肉及び牛肉製品の輸入条件が改正されたこと等を踏まえ、下記のとおり所要の改正を行い、令和 4 年 8 月 1 日から施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

- 1 口蹄疫に関する輸出要件の改正
- 2 1に伴う輸出検疫証明書の改正
- 3 特定危険部位及び機械的回収（分離）肉に関する輸出要件の改正
- 4 3に伴う衛生証明書の改正
- 5 その他所要の改正